

「地域通貨券」に関するQ&A

地域通貨券の発行・使用について

Q1 : ホテルへの予約は、電話予約のみになりますか。

A1 : ホテルへの予約は、電話予約又はインターネットどちらでも大丈夫です。
インターネットでのご予約の場合は、必ずご要望欄に、キャッシュバックキャンペーンに参加の旨明記頂くか、直接電話にてお伝え下さい。

※地域通貨券の交付が総額に達した場合は、最終日以前に終了する場合がございます。

Q2 : 高速料金の領収書又は利用証明書を忘れましたが、通貨券は頂けますか。

A2 : いかなる場合でも領収書又は利用証明書がなければ、通貨券の発行はできません。

Q3 : フェリーは、どこの会社でもキャンペーンの対象になりますか。

A3 : 宿毛フェリー（佐伯～宿毛）、九四オレンジ・宇和島運輸フェリー（臼杵～八幡浜）
宇和島運輸フェリー（別府～八幡浜）・国道九四フェリー（佐賀関～三崎）が対象となります

Q4 : フェリーに、車両を乗せない場合でも対象になりますか。

A4 : 対象にはなりません。車両と運転手のみ対象となります。

Q5 : 宿泊先に来る迄の間に高速道路を途中下車した場合、領収書が何枚かに分かれてますが合計金額にて申請は可能ですか。

A5 : 可能です

Q6 : 高速道路を使用して他の地域に宿泊してから、翌日足摺岬へ宿泊した場合高速料金の適用はどうなりますか

A6 : 宿泊日前日又は当日の日付の領収書であれば、キャンペーン対象となります。

Q7 : 地域通貨券はどこで使用できますか。

A7 : 土佐清水市内の登録された宿泊施設又は登録店舗にて使用できます。
詳しくは、当サイト内にあります「対象施設一覧」あるいは専用冊子「ご利用可能施設のご案内」をご覧ください。

Q8 : 宿泊代精算の際、地域通貨券にて支払う事は可能ですか。

A8 : 宿泊代には、ご利用できません。宿泊施設では、お食事の際の飲料代、又は追加料理代お土産代のみ利用可能です。

Q9 : 地域通貨券の使用枚数に制限はありますか。

A9 : ございません

Q10 : 地域通貨券の使用にあたり、お釣りはできますか。

A10 : お釣りはできません。

Q11 : 地域通貨券をためておいて、まとめて使用する事は可能ですか。

A11 : 使用期間内であれば可能です。

Q12 : 地域通貨券を紛失しました。再発行は可能ですか。

A12 : いかなる場合でも、再発行はお受けできません。

Q13 : 高速料金、フェリー乗船料は、割引前の料金が適用されますか。

A13 : 割引後の料金が適用となります。

Q14 : 本州四国連絡高速道路の料金は、高速料金に含まれますか。

A14 : はい、含まれます。但し、ETCをご利用の方で利用明細書を頂いた場合、利用明細書には瀬戸大橋等の本州四国連絡高速道路の料金は、反映されておりません。
お手数をお掛け致しますが、本州四国連絡高速道路の領収書も受領して頂きますようお願い致します。